

瀬戸市農業委員会定例会議事録

- 1 開催日時 令和5年7月24日(月) 午後3時20分から午後3時55分
2 開催場所 瀬戸市役所 庁議室
3 出席委員

農業委員

- 1番 伊藤 憲昭
2番 井上 俊英
3番 小澤 早由里
4番 加藤 卓夫
5番 作石 正太郎
6番 高島 八十三
7番 武田 晴光
8番 長江 和春 欠
9番 中村 征実
10番 藤井 義廣
11番 矢野 洋三
12番 横道 厚子

農地利用最適化推進委員

- 1番 磯村 幸成
2番 江尻 雅之
3番 大澤 憲男
4番 加藤 晴次 欠
5番 藤田 茂夫
6番 前田 晴美
7番 松原 清
8番 山田 泰司

(出席 18)

4 議事日程

- | | | |
|--------|-------------------------------|-----|
| 第34号議案 | 農地法第3条の規定による許可申請について | 1 件 |
| 第35号議案 | 農地法第5条の規定による許可申請について | 1 件 |
| 第36号議案 | 農地法第5条の規定による許可申請について | 1 件 |
| 第37号議案 | 農地法第5条の規定による許可申請について | 1 件 |
| 第38号議案 | 農用地利用集積計画の変更について | 1 件 |
| 報告第21号 | 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書について | 2 件 |
| 報告第22号 | 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について | 9 件 |
| 報告第23号 | 生産緑地の斡旋について | 1 件 |

議長

ただ今より瀬戸市農業委員会7月定例会を開会いたします。

本日の議題は、配布してあります議案書のとおりでございます。

なお、本日は8番 長江 和春（ながえ かずはる）委員、推進委員の4番 加藤 晴次（かとう せいじ）委員から欠席の連絡が入っております。

議長

続きまして、本日の議事録署名委員の指名を行います。慣例により議長が指名することになっておりますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声、多数あり）

議長

ご異議なしと認めます。よって、本日の議事録署名委員は、

4番 加藤 卓夫（かとう たくお）委員、

5番 作石 正太郎（さくいし しょうたろう）委員を指名いたします。

（第34号議案）

議長

これより議事に入ります。それでは「第34号議案 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

申請地は、登記地目、現況地目ともに田の2筆で面積は793㎡です。

渡人2名はそれぞれ、高齢のため農業継続が困難、また、相続により譲り受けたが営農が困難であったところ、営農規模の拡大を考えていた受人と協議がまとまり本申請にいたしました。受人は長久手市の農業塾を卒業されており、現在市内で利用権を設定し畑を約300㎡耕作しております。取得後は、サツマイモ栽培と養蜂を行う予定です。なお、付近の3筆も取得し一体利用しますが地目が農地以外のため本件には含まれていません。

申請地は本件以前に資材置場として利用されていたため始末書が添付されております。

また、地区担当委員さんから道路と申請地の間に別地番があり境界が不明

確である点、東側に川があるため雨水に交じって土が流れ込む可能性がある点について指摘がありました。申請者に確認したところ、1点目については、境界確定済みであるとのことでした。2点目については、申請地は西側道路に向かって傾斜しており、雨水はそちらへ流れますが、耕作する際は土砂の河川への流出に注意して頂くことを確認しました。

以上の点から、農地を取得するための要件を満たし、許可できるものと考えられます。

第34号議案につきましては以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。第34号議案について、ご質疑はございませんか。

高島委員 一体利用地の地番を教えてください。

事務局 166、168、174番です。

議長 このうち1筆の形がいびつですが、これを合わせて一体利用ということですね。

事務局 そうです。不接合のため公図が分かりづらいですが、一体利用です。

高島委員 始末書について説明をしてください。

事務局 以前に資材置場として使われており、その後廃材が置かれるようになってしまった場所のため始末書が提出されていますが、受人が撤去して農業をやるということです。

高島委員 受人は長久手の方ですよね。通うのに遠くありませんか。

事務局 少し遠いですが、養蜂ということでそこまで頻繁に来なくては行けないという事はないと聞いています。

藤井委員 サツマイモもやるということですが、その際は川への流出を防ぐというのが確約ですよね。作石委員はそれを心配されていると思いますが、それを説明する図面はないのですか。

事務局 土砂の流出を防ぐということですが、転用ではなく農地として使うので書類の提出はありません。

藤井委員 以前が産廃だったということなので、おかしなものが流れ出るという可能性がありませんか。農地を農地として利用するという事なので、信用したいと思いますが。

事務局 県の廃棄物対策課もこの場所のことはよく知っていて、何年も前から指導が入っています。また、市の環境課と都市計画課にも情報提供がしてあり、県の廃棄物対策課からは大丈夫との意見をもらっています。我々としても今後も注視して見ていきたいと思っています。

武田委員 養蜂ということですが、私の経験として近くに養蜂をやられる方がいると作物に影響がでます。私は防虫ネットをして対策をしていますが、周辺数キロの方はそれを覚悟しないといけないと思います。

事務局 ご意見として賜ります。

議長 その他よろしいでしょうか。

高島委員 疑うわけではありませんが、1年後、2年後の状況を教えてもらえると助かります。

事務局 我々も近くの現場に行くときは様子を見に行きたいと思います。作石委員も気にしていただけるとのことなので、一緒に注視していきたいと思います。受人は規模拡大を考えている方なので、今後も名前が出てくるとおもいますのでよろしくお願いします。

議長 その他よろしいでしょうか。
特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

事務局 特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。第34号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、第34号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第35号議案)

議長 続きまして、「第35号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 申請地は、登記地目が畑、現況地目が畑と原野の6筆で、面積は計4,686㎡、目的は駐車場です。受人は、酒類や飲料水・食料品の卸売や小売業を主な業務とする法人で、今般、利用している駐車場の契約が終了するため、本申請はその代替地となります。

立地基準は、上下水道が前面道路にあり、大学と病院が500m以内にあ

るため、第3種農地に該当し、原則許可となります。

一般基準における資力及び信用は、必要な資金はすべて自己資金で賄う計画となります。

申請地周辺の状況ですが、北と西側は道路、南と東側は畑となります。

土地の整備計画は、最大80cm程度の盛切土をし、乗り入れ口のみアスファルト舗装をし、乗り入れ口以外はメッシュフェンスを新設します。なお、南と東は隣地の方が高くなる計画です。排水は、東と南東には側溝を新設し、北の道路沿いにある既設集水柵から道路側溝へ排水します。西側は既設道路側溝へ排水します。

なお本件は1,000㎡以上となりますので瀬戸市土地利用調整条例にかかり、地域住民への周知が図られております。また、愛知用水の受益地であるため愛知用水の意見書が添付されており、特に支障ない旨の回答となっております。また、本申請地の一部は、平成31年3月に、今回とは異なる受人で農地転用許可を得ている土地ですが、その後事業が行われませんでした。本来であれば、許可申請の取消しを行ったのち、本申請を行うことが望ましいですが、旧受人と連絡がつかず、やむを得ず本申請の提出にいたしました。なお、愛知県にはこの旨確認しており、農地法上問題ないことを確認しております。

以上より、今回の転用は、事業実施の確実性、被害防除の面から支障なく、地区担当委員さんからも適当とのご報告をいただいております。立地基準及び一般基準を満たしているため、許可相当であると考えられます。

第35号議案につきましては以上です。

議長

事務局の説明は終わりました。第35号議案について、ご質疑はございませんか。

(なし)

議長

特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はござい

せんでしょうか。

(意見なし)

議長 特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。
第35号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、第35号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第36号議案)

議長 続きまして、「第36号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 図面の差し替えがありますので新しい図面にて確認ください。申請地は、登記地目が田、現況地目が畑の1筆で、面積は113㎡、一体利用地を含めると490.71㎡、目的は住宅の建築です。受人は、きょうだいの話し合いの結果、本家を引き継ぐこととなりました。しかし、受人含め家族が4人おり、同居するには手狭であることから、既存敷地の一部を利用し、新たに住居を建築することになりました。

立地基準は、住宅、工場、事務所等が連続して設置されている状態で、小規模な農地が宅地等の集団内に、点々と散在している状況であるため、第3種農地に該当し、原則許可となります。

一般基準における資力及び信用は、必要な資金はすべて借入金で賄う計画となります。

申請地周辺の状況ですが、北側は一体利用地の宅地、西と東側は道路、南

側は渡人所有の雑種地で、周辺に農地はありません。

土地の整備計画は、ほぼ整地のみで、西側には既設道路側溝が、東側には既設コンクリートブロックがあります。排水は、汚水は敷地内の合併浄化槽を通し、雨水とともに申請地南西に新設する柵から排水する計画で、地元農事組合の排水承諾済です。また、建築許可についても許可見込みであることを確認済です。

以上より、今回の転用は、事業実施の確実性、被害防除の面から支障なく、地区担当委員さんからも適当とのご報告をいただいております。立地基準及び一般基準を満たしているため、許可相当であると考えられます。

第36号議案につきましては以上です。

議長

事務局の説明は終わりました。第36号議案について、ご質疑はございませんか。

(なし)

議長

特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長

特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。第36号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第36号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第37号議案)

議長

続きまして、「第37号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

図面の差し替えがありますので新しい図面にて確認ください。申請地は、登記地目が田、現況地目が雑種地の5筆で、面積は計460.32㎡、一体利用地を含めると651.32㎡、目的は駐車場です。受人は、梱包資材の製作、販売等を主な業務とする法人で、今般、現状借りている駐車場だけでは車が入りきらず、残りは本社工場敷地内に停めておりましたが、来客用車両が入りづらく、また車の入れ替えが頻繁に発生するなど、安全面・業務面で支障がありました。そのため、本社工場南側の土地所有者である渡人と交渉し協議がまとまり、本申請に至りました。

立地基準は、住宅、工場、事務所等が連続して設置されている状態で、小規模な農地が宅地等の集団内に、点々と散在している状況であるため、第3種農地に該当し、原則許可となります。

一般基準における資力及び信用は、必要な資金はすべて借入金で賄う計画となります。

申請地周辺の状況ですが、北側は瀬戸市の土地と道路、西は一体利用地の雑種地、南側は水路、東側は果樹が植えてある様子です。

土地の整備計画は、最大1.4m程度の切土を行います。また西側の一体利用地には既設コンクリートブロックがあり、南側は草刈りを行い、防草シートをはります。東側は切土をした結果、隣地より低くなります。排水は、基本的に自然浸透ですが、北側に勾配をつけ、既設道路側溝から排水します。なお、南側は法面となっており、その先に水路がありますが、農事組合長に確認したところ、排水承諾は不要であることと、この水路は西側のかんねた池につながっており、農業用水として利用はされていないとのことで、雨水が流れ込むことは問題ないとのことです。法面は防草シートをはり、土砂流出を防ぎます。

以上より、今回の転用は、事業実施の確実性、被害防除の面から支障なく、

地区担当委員さんからも適当とのご報告をいただいております、立地基準及び一般基準を満たしているため、許可相当であると考えられます。

第37号議案につきましては以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。第37号議案について、ご質疑はございませんか。

(なし)

議長 特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長 特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。第37号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、第37号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第38号議案)

議長 続きまして、「第38号議案 農用地利用集積計画の変更について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 本件は、農地の利用権を設定するため、貸手及び借手の双方から農用地利用集積計画が瀬戸市長宛に提出されたことから、農地中間管理事業の推進に関する法律により瀬戸市長から本農業委員会に協議の申し出があったもので

す。

本計画の農地につきましては、新規で利用権設定を行う方ですが、以前より同農地で耕作をされており、今回実情に合わせ利用権を設定するものであるため、利用権設定することに支障はありません。また、公益財団法人愛知県農業振興基金を通じ貸付けることとするもので、面積等は記載のとおりとなっております。

地区担当委員さんからも適当とのご報告をいただいておりますので、農用地利用集積計画につきましては、耕作放棄地予防の観点からも承認できるものと考えられます。

第38号議案につきましては以上です。

議長

事務局の説明は終わりました。第38号議案について、ご質疑はございませんか。

(なし)

議長

別にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長

別にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。第38号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第38号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(報告事項)

議長

続きまして、報告事項に移ります。報告事項につきましては、報告第21号から第23号まで一括して事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第21号・22号 農地法第4条第1項第7号の届出につきましては2件、農地法第5条第1項第6号の届出については9件ありました。面積や転用目的等は記載のとおりです。

報告第23号 生産緑地の斡旋については1件あり、田が1筆で1,532㎡です。本件は、所有者から買い取り申し出があり、市等において買い取りをしないことになったため、生産緑地法第13条に「生産緑地において農林漁業に従事することを希望する者がこれを取得できるように斡旋することに努めなければならない。」とされていることから、都市計画課より情報提供があったもので、斡旋を希望される方がいらっしゃいましたら、8月4日金曜日までに事務局にお知らせください。なお、その際には農地法第3条の許可申請が必要となりますのでよろしくお願いします。

報告事項につきましては以上です。

議長

事務局の説明は終わりました。報告事項について、ご質疑等はございませんか。

藤井委員

生産緑地ですが、ここに出てきている件数が少ないと思うのですが、現状を教えてください。

事務局

指定後30年経過のことですか。

藤井委員

そうです。

事務局

全て上がってきています。もう山は越えています。

加藤卓夫 地図が付いているとイメージがしやすいので助かります。
委員
事務局 ありがとうございます。次回から付けたいと思います。

議長 特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長 特にご意見もないようでありますので、次に「その他」ということで、委員の方から何かありますでしょうか。

(なし)

議長 特にないようですので、事務局の方で何かありますでしょうか。

事務局 5点連絡事項がございます。

1点目、愛知県農業会議主催の農業委員等研修の案内を机上に置かせていただきました。今年は9月4日の月曜日、11時50分に市役所西の暫定駐車場集合となります。多くの市町村で農業委員の改選があったことから、農業委員会の業務に関して基本的なところからわかりやすく説明をしていただけるようです。新しく委員になられた方はもちろん、引き続きの方についても、農業委員会の業務について再確認するよい機会になるかと思っておりますので、ご多用のところ恐縮ですが、多くの皆様のご参加をお願いします。なお、8月4日金曜日までに、事務局に出欠の連絡をお願いします。

2点目、農業委員等の公務災害補償制度の案内を机上に置かせていただきました。加入希望の方がいらっしゃいましたら、後日で結構ですので、事務局までお知らせください。

3点目、農業委員手帳を配布しました。中に身分証明書が入っております。

お手数ですが、各自で写真の貼り付けや氏名等の記載をお願いします。

4点目、全国農業図書の図書目録を机上に置かせていただきました。愛知県農業会議から、皆様への配布依頼がありました。購入希望がありましたら各自でお申し込みください。

5点目、最適化活動の8月分の記録簿を机上に置かせていただいておりますのでお持ち帰りください。なお、6月分の記録簿につきましてはお帰りまでに事務局へご提出ください。

事務局からは、以上です。

議長

その他、何かございますか。

(なし)

議長

本日付議されました案件は全て議了いたしました。

これにて、瀬戸市農業委員会7月定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。